

高知県都市計画法施行細則の一部改正について

宅地における盛土・切土を主な規制対象としていた「旧宅地造成等規制法」が、「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）」に改正されました。

盛土規制法の改正と併せて都市計画法も改正され、盛土規制法の規制開始後（令和7年4月1日以降を予定）に都市計画法の開発許可を得た一定規模以上の造成工事は、盛土規制法の許可を得たものとみなされることとなるため、許可基準が追加されました。

これらの改正に対応し、また盛土規制法の趣旨を踏まえるため、高知県都市計画法施行細則の一部を改正します。

具体的な改正の内容は、下記のとおりです。

記

- 1 工事現場に掲げる標識のサイズの見直し
 - ・開発許可を受けた現場で掲げる標識の寸法を盛土規制法（みなし許可）で規定された寸法に合わせる形に見直し
- 2 別記様式（第1号、第6号及び第21号）の改正並びに別記様式第5号の2の追加
 - ・都市計画法の改正や盛土規制法施行に伴い用途区域を改正
 - ・都市計画法の規定により、申請者の資力・信用等を確認する書類として誓約書を追加